

(廃棄物の調査の義務の対象となる集落排水施設の要件)

第十一條 法第十六条第一項第五号の環境省令で定める要件は、福島県に所在する集落排水施設（事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）であることとする。

（集落排水施設における廃棄物の調査の対象となる廃棄物）

第十二条 法第十六条第一項第五号の環境省令で定めるものは、汚泥等の堆積物のうち、次に掲げるものとする。

一 当該集落排水施設に係る脱水設備を用いて脱水したもの（次号に掲げるものを除く。）

二 当該集落排水施設に係る乾燥設備を用いて乾燥したもの

（廃棄物の調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）

第十三条 法第十六条第二項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準）

第十四条 法第十七条第一項の環境省令で定める基準は、事故由来放射性物質についての放射能濃度を第五条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十匹についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であることをとする。（指定の取消し）

第十四条の二 環境大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合するに至つたと認めるときは、当該指定廃棄物の保管を行ふ者をいふ。（以下同じ。）及び処理責任者（この項又は次項の規定により指定の取消しを受けた廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第六条の二第一項の規定

により収集、運搬及び処分（再生することを含む。）しなければならないとされる市町村又は

第十一條第一項の規定により処理しなければならないとされる事業者をいい、当該指定廃棄物に係る一時保管者を除く。以下この条において「廃棄物の指定を取り消すこととなつたときと同じ。」に協議した上で、当該指定廃棄物の指定を取り消すことができる。

一 法第十六条第一項の報告に基づき法第十七条第一項の規定による指定を受けた廃棄物

第五条に規定する方法

二 法第十八条第一項の申請に基づき法第十七条第一項の規定による指定を受けた廃棄物

第二十条に規定する方法

一 時保管者は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により当該一時保管者が保管する指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査の結果、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合すると思料するときは、

前項の規定にかかわらず、次項で定めるところにより、環境大臣に対し、当該指定廃棄物の指定の取消しを申し出ることができる。この場合において、環境大臣は、申し出に係る調査が前項各号に定める方法により行われたものであり、

かつ、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合するに至つたと認めるときは、当該指定廃棄物に係る処理責任者に協議した上で、当該指定廃棄物の指定を取り消すことができる。

前項の申出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号の二による申出書に、前項の調査の対象とした指定廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真を添えて、これを環境大臣に提出して行うものとする。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前項の調査の対象とした指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

三 前項の調査の対象とした指定廃棄物の種類、数量及び指定を受けた年月日

四 前項の調査の対象とした指定廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、当該試料の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行つた者の氏名又は名称その他調査の結果に関する事項

つては、当該処理責任者の氏名又は名称及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

環境大臣は、第一項又は第二項の規定により指定廃棄物の指定を取り消すこととなつたときは、あらかじめ、その旨を次に掲げる者に通知するものとする。

一 当該指定廃棄物に係る一時保管者及び処理責任者

二 当該指定廃棄物が、指定の取消しを受けた後に一般廃棄物に該当する場合にあつては当該指定廃棄物の所在する市町村、産業廃棄物に該当する場合は当該指定廃棄物の所在する都道府県又は廃棄物処理法第二十四条の二第一項の規定によりその長が廃棄物処理法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた市（前号に掲げる者を除く。）

三 第十五条 法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める指定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一 保管者は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する指定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板が設けられていること。

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合

（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該下端に保管する場合にあつては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（1）又は（2）に定める高さを超えないよう

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合

（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該下端に保管する場合にあつては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（1）又は（2）に定める高さを超えないよう

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合

（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該下端に保管する場合にあつては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合

（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該下端に保管する場合にあつては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合

（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該下端に保管する場合にあつては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合

（ハ）腐敗し、又はそのおそれのある指定廃棄物（以下「腐敗性指定廃棄物」という。）

（二）ばいじん（指定廃棄物であるものに限る。以下「指定ばいじん」という。）

緊急時における連絡先

（4）（3）

屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

（5）（4）

流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 容器に収納し、又はこん包する等必要な措置を講ずること。

ロ 屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられ

た指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該

（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（1）又は（2）に定める高さを超えないよう

（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（6）（5）

から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分、当該二メートルの範囲に直接負荷部でない部分がある場合にあっては、(二)又は(三)に規定する高さのうちいずれか低いもの

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分、当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(二)に規定する高さ(当該保管の場所の範囲に直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(三)又は(二)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(1)に規定する高さ

三 指定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

四 指定廃棄物に雨水又は地下水が浸入しないよう、指定廃棄物の表面を遮水シートで覆うこと。

五 保管の場所には、指定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

七 保管の場所には、指定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

八 第一号ロ(2)(イ)、(ロ)及び(三)に規定する指定廃棄物の保管を行う場合には、

保管の場所には、これらの指定廃棄物が当該メートル以外の部分と混じて保管されるおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

九 腐敗性指定廃棄物の保管を行う場合には、(イ)腐敗性指定廃棄物から発生するガスを排除するため、ガス抜き口を設ける等必要な措置を講ずること。

(ロ)火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。

十 放射線障害防止のため、境界にさく若しくは標識を設ける等の方法によつて保管の場所の周囲に人がみだりに立ち入らないように講ずること。

十一 保管の場所の境界(保管の場所に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。以下「保管場所等境界」という。)において、指定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

十二 前号の規定による測定の記録を作成し、指定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

十三 指定廃棄物の保管の場所を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二号による届出書を環境大臣に届け出ること。ただし、同一の土地の区域内において保管の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準)

ハ 変更前及び変更後の指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

第十六条 第十四条の規定は、法第十八条第一項の環境省令で定める基準について準用する。こ

の場合において、第十四条中「第五条」とあるのは、「第二十条」と読み替えるものとする。

(指定の申請)

第十七条 法第十八条第一項の申請は、様式第三号による申請書を提出して行うものとする。

第十八条 法第十八条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該調査の対象とした廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

三 当該調査の対象とした廃棄物の種類及び数量

四 当該調査の対象とした廃棄物に係る試料の採取を行つた年月日、当該試料の分析の結果の得られた年月日、当該分析を行つた者の氏名又は名称その他調査に関する事項

第五十九条 法第十八条第二項の環境省令で定める書類は、当該調査の対象とした廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真とする。

(廃棄物の調査の方法)

第二十条 法第十八条第三項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 調査は、その対象とする廃棄物を、調査単位ごとに区分し、それぞれの調査単位ごとに実行すること。

二 調査単位のすべてについて、十以上の試料(調査の対象とする廃棄物が次に掲げる廃棄物である場合にあっては、四以上の試料)を採取すること。

イ 水道施設、公共下水道若しくは流域下水道に係る終末処理場、工業用水道施設又は集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物

ロ 一般廃棄物の焼却施設又は産業廃棄物の焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

三 調査単位ごとに、前号の規定により採取された試料をそれぞれおおむね同じ重量混合すること。

四 前号の規定により混合された試料のすべてについて、環境大臣が定める方法により、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。

三 連搬車及び運搬に用いる容器は、特定廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであることを。

四 運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次のように行うこと。

イ 運搬車の車体の外側に次に掲げる事項を表示すること。

(立入検査の身分証明書)

第二十一条 法第十八条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第四号

による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(特定廃棄物処理基準)

第二十二条 法第二十条の環境省令で定める特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の基準は、次条から第二十六条までに定めるところによる。

(1) 特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨

(2) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

イ (1) 及び (2) に掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、イ (1) に掲げる事項については、日本産業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字、イ (2) に掲げる事項については日本産業規格Z八三〇五に規定する九十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示すること。

運搬車に、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める書面を備え付けておくこと。

(1) 国、都道府県又は市町村及びこれらの代表者の氏名

(2) 収集又は運搬する特定廃棄物の種類(当該特定廃棄物に次号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

(3) 収集又は運搬を行った年月日

(4) 収集又は運搬する特定廃棄物を積載した場所及び運搬先の場所の名称、所在地及び連絡先

(5) 特定廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(6) 特定廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者(以下(2)において「一次受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の収集又は運搬を行う者の旨を証する書面、当該者が国と当該一次受託者との間の委託契約に係る契約書に当該一次受託者が当該特定廃棄物の

収集又は運搬を委託しようとする者として記載されている者であることを証する書面及び必要事項書面

(3) 一時保管者であつて、当該指定廃棄物の保管の場所を変更するために当該指定廃棄物の運搬を行うもの 収集又は運搬する特定廃棄物が指定廃棄物であることを証する書面、第十五条第十三号の規定による届出を行つたことを証する書面及び必要事項書面

二 特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。

三 ハ （1）（ヘ）に規定する措置を講ずるための器具等を携行すること。

イ 石綿が含まれている特定廃棄物（口に規定する特定廃石綿等を除く。）であつて環境大臣が定めるもの（以下「石綿含有特定廃棄物」という。）

ロ 廃石綿（特定廃棄物であるものに限る。）及び石綿が含まれ、又は付着している特定廃棄物であつて、飛散するおそれのあるものとして環境大臣が定めるもの（以下「特定廃石綿等」という。）

ハ ばいじん（特定廃棄物であるものに限る。以下「特定ばいじん」という。）

六 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の収集又は運搬を行う場合には、これらの特定廃棄物が破碎することのないような方法により収集し、又は運搬すること。

七 次に掲げる事項の記録を作成し、収集又は該特定廃棄物に第五号イからハまでに掲げた特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

口 収集又は運搬した特定廃棄物ごとの収集月日、収集又は運搬の担当者の氏名、積載場所及び運搬先の場所の名称及び所在地並びに運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

2 基準適合特定廃棄物の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一 前項第一号（ロ及びハを除く。）、第二号、第三号、第四号（ハ（一）（ハ）、ニ及びホを除く。）及び第五号から第七号までの規定の一例によること。

二 基準適合特定廃棄物（基準適合特定廃棄物から生ずる汚水を含む。）が飛散し、流出し、及び漏れ出さないようにすること。

（特定廃棄物保管基準）

第二十四条 特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一 第十五条第一号から第十号までの規定の一例によること。

二 保管は、第十五条第一号イに掲げる要件を満たし、かつ、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（対策地域内廃棄物に該当するもの及び法第十七条第一項の規定による指定に係るものに限る。）を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りない。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 特定廃棄物の保管の場所である旨

(2) 保管する特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物又は腐敗しきつくなつたそのおそれのある特定廃棄物（以下「石綿含有特定廃棄物等」という。）が含まれる場合は、その旨を含む。）

(3) 緊急時における連絡先

(4) 屋外において特定廃棄物を容器用いずに保管する場合にあっては、前号の規定

三 定によりその例によることとされる第十一条のもの

特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、前号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 保管開始前に事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ 保管開始後、事故由来放射性物質についての環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

四 保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、特定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

五 次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、特定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

イ 保管した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に石綿含有特定廃棄物等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 保管した特定廃棄物ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該保管の場所の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第三号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

基準適合特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

二 第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

二 保管の場所から基準適合特定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 屋外において容器を用いずに基準適合特定廃棄物を保管する場合にあつては、積み上げられた基準適合特定廃棄物の高さが、第十五条第二号口に規定する高さを超えないように行うこと。

ロ その他必要な措置

(特定廃棄物処分基準)

第二十五条 特定廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準)に従つて行う処分をいう。以下同じ。)を除く。(以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。

一 特定廃棄物の処分は、次のように行うこと。

イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないように行うこと。

ロ 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

二 特定廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

三 特定廃棄物を焼却する場合には、次のように行うこと。

イ 次の構造を有する焼却設備を用いて焼却すること。

(1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室内において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摄氏八百度以上の状態で特定廃棄物を焼却できるものであること。

(2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

(3) 燃焼室内において特定廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に特定廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ特定廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

第二十五条

特定廃棄物の処分（埋立処分及び海
分（海洋汚染等及び海上災害の防止に
律（昭和四十五年法律第二百三十六号）
定められた海洋への投入の場所及び方
る基準に従つて行う処分をいう。以下この条において同じ。）の
次のとおりとする。

廃棄物の処分は、次のように行うこと

定廃棄物が飛散し、及び流出しないよ
すること。

分に伴う悪臭、騒音又は振動によつて
環境の保全上支障が生じないよう必需
措置を講ずること。

廃棄物の処分のための施設を設置する
は、生活環境の保全上支障を生ずるお
ないよう必要な措置を講ずること。

廃棄物を焼却する場合には、次によ
うこと。

の構造を有する焼却設備を用いて焼却
こと。

空気取入口及び煙突の先端以外に焼却
備内と外気とが接することなく、燃焼
において発生するガス（以下「燃焼ガ
ス」という。）の温度が攝氏八百度以上
状態で特定廃棄物を焼却できるもので
ること。

燃焼に必要な量の空気の通風が行われ
ものであること。

燃焼室内において特定廃棄物が燃焼し
いるときに、燃焼室に特定廃棄物を投
する場合には、外気と遮断された状態
、定量ずつ特定廃棄物を燃焼室に投入
ことができるものであること。

四

焼却する

は日本産業規格
度が二十五パーセント。
燃物が飛散しない
ガス中のダイオキ
ン類対策特別措置
法(昭和三十二年五
月五号)第二条第
二項に規定する
「シン類」をいう。
表第一の上欄に
に応じて同表の
なるようとする
ス中のダイオキ
ン上、大気汚染防
止法(昭和三十二年
九月七日号)第六
条又は同項に規
定するものに
、環境大臣が定
め、記録するこ
には、破碎によ
り飛散を防止する
設備を用いて破
壊すること。

1

当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水小中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対応する割合の和が一を超えないようすること。

当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

事業場の敷地の境界において、放射線の量第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。

次に掲げる事項の記録を作成し、当該処分用に供される施設の廃止までの間、保存すること。

処分した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからままでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

処分した特定廃棄物ごとの処分を行った年日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

当該処分の用に供する施設の維持管理に当たって行つた測定、点検、検査その他の指置（第三号ハ、第五号ロ、第六号ロ及び前号の規定による測定を含む。）

4

埋立処分は、次に特定廃棄物が要うにすること。周囲に囲いが設けられ、生活環境の保全に必要な措置を講じる。物の処分の場所で行う。放射線障害防止装置を備えた専用の施設で、公共の水域又は最終処分場の小川等に近づかない場所で行うこと。次のイからトまで立処分を行う場合には、からトまでに定めて、かつ、特定廃棄物の汚泥を有機性の汚泥とし、又は含水率を高め、汚泥（有機性の汚泥）を用いて焼却し、ント以下にする。腐敗し、若しくは廃棄物（有機性（タールピッチ類）を除く。）中空下に破碎し、若しくは廃プラスチックを用いて焼却する。

飛散し、

騒音又は振動によつて、人間の心身に障害が生じないようにならなければ、かつ、特定廃棄物の表示がされて、環境大臣が定める設備が設けられ、かくして水と遮断されていき。一定の場所においては、特定廃棄物の埋め立てかじめ、当該設備を講ずること。

設備を用いて焼却率を除く。) 焼却設備

おそれのある特定廃棄物を除く。) 又は廃油(セレンチャーミー)。) 焚却設備を用

綿含有特定廃棄物でないよう、かくしてセレンチャーミーを除し、又は焼却設

イ 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の一欄に掲げるそれぞれの事故由来基準適合特定廃棄物の処分の基準は、前項各号（第四号を除く。）の規定の例によることとする。

2 第二十六条 特定廃棄物（事故由来放射性物質に

（イ）埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備（地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久有力を有する管渠）その他の集排水設備をいう。以下同じ。）により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

（1）埋立処分開始前に別表第三の上欄に掲げる項目（以下「地下水検査項目」といいう。）、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率及び塩化物イオンについて、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場においては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

（2）埋立処分開始後、次の（イ）から（ハ）までに掲げる項目について、（1）の環境大臣が定める方法により当該（イ）から（ハ）までに定める頻度で測定し、かつ、記録すること。ただし、（イ）及び（ロ）に掲げる項目のうち、埋め立てる特定廃棄物の種類その他の事情に照らして最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。

（イ）地下水検査項目 一年に一回（（1）ただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回）以上

(八) (口) ダイオキシン類 一年に一回以上
事故由来放射性物質 一月に一回
以上

(3) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて、(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、(1)ただし書に規定する最終処分場にあっては、この限りでない。

(4) (3)の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水検査項目及びダイオキシン類について、(1)項目及びダイオキシン類について、(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

口 (1)、(2) 又は (4) の規定による地下水検査項目、ダイオキシン類及び事故由来放射性物質に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ハ その他必要な措置

四 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第五十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあっては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

五 次に掲げる事項の記録及び特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面（第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を含む。）を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

イ 埋め立てられた特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 埋め立てられた特定廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が

二 車登録番号又は車両番号

二 最終処分場の維持管理に当たつて行つた測定、点検、検査その他の措置（第三号による水質検査、同号ロの規定による措置及び前号の規定による測定を含む。）

六 一日の埋立作業を終了する場合には、放射線障害防止のため、遮蔽物を設ける等必要な措置を講ずること。

七 埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。）には、放射線障害防止の効果を持つた覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

八 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

九 特定廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

十 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行つてはならないこと。

一 特定廃棄物（前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 前項第一号（ニを除く。）、第四号及び第八号から第十号までの規定の例によること。

二 公共の水域及び地下水と遮断されている場所以外の場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

イ 埋立地のうちの厚さ（敷設された土壤の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五センチメートル以上の土壤の層が敷設された場所において行うこと。

ロ 埋め立てる特定廃棄物に雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量を低減するため、あらかじめ、当該特定廃棄物を環境大臣が定める方法により固型化すること。ただし、次の（1）から（4）までに掲げる特定廃棄物にあつては、あらかじめ、当該（1）から（4）までに定める措置を講じた後、当該方法により固型化すること。

(1) 汚泥
　　焼却設備を用いて焼却し、又は
　　含水率八十五パーセント以下にするこ
　　と。

(2) 廃油（タールピッチ類を除く。）　　焼却
　　設備を用いて焼却すること。

(3) 廃プラスチック類（石綿含有特定廃棄物を除く。）　　中空の状態でないよう、
　　破碎し、若しくは切断し、又は焼却設備
　　を用いて焼却すること。

(4) ゴムくず　　破碎し、若しくは切断し、
　　又は焼却設備を用いて焼却すること。

二　　ハ　　口の規定による措置が講じられた特定廃棄物が大気中に飛散しないように、あらかじめ、当該特定廃棄物を損傷しにくい容器に収納すること。ただし、特定廃石綿等にあっては、耐水性の材料でこん包した後、損傷しにくい容器に収納すること。

二　　特定廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより、遮水の効力を有する土壤の層（以下「不透水性土壤層」という。）を敷設するとともに、特定廃棄物を埋め立てた後、環境大臣が定めるところにより、当該特定廃棄物の表面及び側面に不透水性土壤層を設けること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

(1) 雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた場所で埋立処分を行う場合

(2) 埋め立てる特定廃棄物を、放射能の減衰によって当該特定廃棄物が基準適合特定廃棄物に該当することとなるまでの間当該特定廃棄物に雨水が浸入することを防止するために必要な水密性、強度及び耐久力を有する鉄筋コンクリートその他の材質で造られた容器に収納して埋め立てる場合

ホ　　雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ないものとして環境大臣が定める要件に該当する特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、口から二までの規定にかかるわらず、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 次の（イ）及び（ロ）に掲げる特定廃棄物にあつては、あらかじめ、当該

三 稲わらが廃棄物となつたもの（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）

四 堆肥が廃棄物となつたもの（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）

五 前各号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

（特定一般廃棄物処理基準）

第二十九条 法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一 特定一般廃棄物の収集又は運搬に当たり当該特定一般廃棄物の保管を行つ場合には、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

イ 縦及び横それぞれ六十分チメートル以上であること。

ロ 特定一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨を表示したものであること。

二 特定一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投人処分を除く。以下この号において同じ。）に当たつては、次によること。

イ 特定一般廃棄物の焼却・溶融・熱分解及び焼成を行う場合には、ろ過式集じん方式の集じん器等当該処分に伴い生じた排ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている

ロ 特定一般廃棄物の保管を行つ場合には、前号の規定の例によること。

三 特定一般廃棄物の埋立処分に当たつては、次によること。

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(1) 特定一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。

(2) 埋立地のうちの厚さ（敷設された土壤の層が二以上ある場合にあつては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壤の層が敷設された場所において行うこと。

(3) 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、特定一般廃棄物が分散しないように行うこと。

ロ 熱しやく減量十五パーセント以下に焼却した一般廃棄物（特定一般廃棄物であるも

のに限る。）の埋立処分を行う場合には、

当該一般廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壤でおおむね五十センチメートル覆うこと。

ハ ばいじん（特定一般廃棄物であるものに限る。）の埋立処分を行う場合には、当該ばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

二 次に掲げる場合には、イ（2）、ロ及びハに掲げる基準は、適用しないこと。

(1) 事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当する特定一般廃棄物のみの埋立処分を行う場合

(2) 水面埋立処分を行う埋立地のうち、放流水の水質を適正に維持することができることが確実であるとして環境大臣の指定を受けたものにおいて埋立処分を行う場合（（1）に掲げる場合を除く。）

（特定産業廃棄物）

第二十九条 法第二十三条第二項の環境省令で定める廃棄物は、次とのおりとする。

一 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物

二 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥（次に掲げるものに限る。）から生じた汚泥等（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じた汚泥等（次に掲げるものに限る。）

ロ 福島県に所在する産業廃棄物の埋立処分を行つ場合には、（1）に掲げる場合を除く。）に該当する要件に該当する要件に該当する旨の確認を受けたものを除く。）から生じた汚泥等（次に掲げるものに限る。）

（特定産業廃棄物）

第二十九条 法第二十三条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物は、次とのおりとする。

一 特定産業廃棄物の収集又は運搬に当たり当該特定産業廃棄物の保管を行つ場合には、第

二 県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）から生じた汚泥等（次に掲げるものに限る。）

（特定産業廃棄物）

四 口 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じたば

トル覆うこと。

ハ ばいじん（特定一般廃棄物であるものに限る。）の埋立処分を行つ場合には、当該ばいじんに雨水が浸入しないよう必要な措置を講ずること。

二 次に掲げる場合には、イ（2）、ロ及びハに掲げる基準は、適用しないこと。

(1) 第二十九条第三号ニ（1）の環境大臣が定める要件に該当する特定産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合

(2) 第二十九条第三号ニ（2）に掲げる場合（（1）に掲げる場合を除く。）

(3) 公共の水域及び地下水と遮断されている場所において埋立処分を行う場合（（1）に掲げる場合を除く。）

（特定一般廃棄物）

第二十九条 法第二十四条第一項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとし

一 特定産業廃棄物の収集又は運搬に当たり当該特定産業廃棄物の保管を行つ場合には、第

二 二十九条第一号の規定の例によること。

二 特定産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）に当たつては、第二十九条第二号イ及びロの規定の例によること。

イ 第二十九条第三号イの規定の例によること。

ロ 特定産業廃棄物を含む産業廃棄物の埋立処分を行つ場合には、（1）に掲げる場合を除く。）に該当する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第六条第一項第三号ヲ本文に規定する場合を除く。）には、当該産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壤でおおむね五十センチメートル覆うこと。

（特定一般廃棄物）

第二十九条 法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設であることを

二 次に掲げる場合には、イ（2）、ロ及びハに掲げるものに限る。）の埋立処分を行つ場合には、（1）に掲げる場合を除く。）に該当する要件に該当する要件に該当する旨の確認を受けたものを除く。）

（特定産業廃棄物）

二 次に掲げる場合には、イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ（2）、ロ及びハの規定によりその例によることとされる同号ハに掲げる基準は、適用しないこと。

(1) 第二十九条第三号ニ（1）の環境大臣が定める要件に該当する特定産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合

(2) 第二十九条第三号ニ（2）に掲げる場合（（1）に掲げる場合を除く。）

(3) 公共の水域及び地下水と遮断されている場所において埋立処分を行う場合（（1）に掲げる場合を除く。）

（特定一般廃棄物）

第二十九条 法第二十四条第一項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとし

一 特定産業廃棄物の収集又は運搬に当たり当該特定産業廃棄物の保管を行つ場合には、第

二 二十九条第一号の規定の例によること。

二 特定産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）に当たつては、第二十九条第二号イ及びロの規定の例によること。

イ 第二十九条第三号イの規定の例によること。

ロ 特定産業廃棄物を含む産業廃棄物の埋立処分を行つ場合には、（1）に掲げる場合を除く。）に該当する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第六条第一項第三号ヲ本文に規定する場合を除く。）には、当該産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壤でおおむね五十センチメートル覆うこと。

（特定一般廃棄物）

第二十九条 法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設であることを

二 次に掲げる場合には、イ（2）、ロ及びハに掲げるものに限る。）の埋立処分を行つ場合には、（1）に掲げる場合を除く。）に該当する要件に該当する要件に該当する旨の確認を受けたものを除く。）

（特定産業廃棄物）

二 次に掲げる場合には、イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号

イ（2）、ロ及びハの規定によりその例によ

ることとされる同号ハに掲げる基準は、適用しないこと。

(1) 当該排ガスの排出口において当該排

ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視

することにより、事業場の周辺の大気中

(2) 当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第五号ロの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
口処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。

(1) 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度を測定し、かつ、記録すること。
口處分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。

ハ

(2) 当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第六号ロの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
ハ

(1) 処分した特定一般廃棄物の種類及び数量

(2) 処分した特定一般廃棄物ごとの処分を行った年月日

(3) 処分した特定一般廃棄物ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

(4) イ(2)、ロ(2)及びハの規定による測定

二

一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあつては、次によること。

イ 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終

回) 以上測定し、かつ、記録すること。

口 埋立地から浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水系排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。
た地下水中に放射性物質が含まれる場合、(1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イに規定する方法により測定し、かつ、記録すること。

(2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イに規定する方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ 口の規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

二 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようすること。

ホ 放流水中の事故由来放射性物質の濃度を 第二十六条第二項第四号ハ(2)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ヘ 次に掲げる事項の記録及び特定一般廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1) 埋め立てられた特定一般廃棄物の種類 (当該特定一般廃棄物に第二十九条第三号ハ又はニ(1)に規定する特定一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量

(2) 埋め立てられた特定一般廃棄物との埋立処分を行った年月日

(3) イ及びホの規定による測定、ロの規定による措置にによる水質検査並びにハの規定による

(特定産業廃棄物処理施設)

第三十四条 法第二十四条第二項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であつて、特定産業廃棄物の処分の用に供されるものであること。

二 前号に掲げるもののほか、廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であつて、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの（第三十二条第二号の環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）であること。

三 産業廃棄物の最終処分場であつて特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたものであること。

(特定産業廃棄物処理施設維持管理基準)

第三十五条 法第二十四条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃棄物処理令第七条第一号に掲げる施設にあつては、次によること。

イ 第三十三条第一号ロ及びハの規定の例によること。

ロ 次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。

(1) 処分した特定産業廃棄物の種類及び数量

(2) 処分した特定産業廃棄物ごとの処分を行った年月日

(3) 処分した特定産業廃棄物ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

(4) イの規定によりその例によることとされる第十三条第一号ロ（2）及びハの規定による測定

二 廃棄物処理令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の

二に掲げる施設にあっては、第三十三条第一号イからニまでの規定の例によること。

ロ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類
(当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び数量

(2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

(3) イの規定によりその例によることとされる第三十三条第二号イの規定による測定、イの規定によりその例によることとされる同号ロの規定による水質検査及びイの規定によりその例によることとされる同号ハの規定による措置

四 廃棄物処理令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。

イ 第三十三条第二号イの規定の例によること。

ロ 浸透水(特定産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。ニにおいて同じ。)による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ
(1) の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ
(1) の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ハ ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあること。

ることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

二 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十年総理府・厚生省令第一号)第二条第一項第三号ハに規定する採取設備により採取された浸透水中の事故由来放射性物質の濃度を、第二十六条第四項第一号ハの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

二号ハの規定による測定の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、速やかに最終処分場への特定産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- (1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類(当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量
- (2) 埋め立てられた特定産業廃棄物との埋立処分を行った年月日
- (3) イの規定によりその例によることされる第三十三条第二号イの規定及び二の規定による測定、口の規定による水質検査並びにハ及びホの規定による措置

五 廃棄物の最終処分場にあつては、次による業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。

イ 第三十三条第二号イからホまでの規定の例によること。

- ロ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類(当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハ又はニ(1)に規定する特定産業廃

棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)と
及び数量

(2) 埋め立てられた特定産業廃棄物との規

定によりその例によることとさ

(3) イの規定によりその例によることとさ

れる第三十三条第二号イ及びホの規定による測定、イの規定によりその例によることとされる同号ロの規定による水質検

査並びにイの規定によりその例によることとされる同号ハの規定による措置

(除染特別地域の指定の公告等)

第三十六条 法第二十五条第四項の規定による公

告は、除染特別地域を指定した年月日を明らかにし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載

して行うものとする。

二 法第二十五条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した図面を添えてするものとする。

一 除染特別地域の区域

二 除染特別地域を指定した年月日

(身分を示す証明書)

第三十七条 法第二十七条第五項の証明書の様式

は、様式第五号のとおりとする。

(特別地域内除染実施計画に係る軽微な変更)

第三十八条 法第二十九条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 対象区域の面積の十パーセント未満の変更

二 実施する区域の面積の十パーセント未満の変更

三 土壤等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの

四 着手予定期限及び完了予定期限の変更

(特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置の内容の掲載事項)

三十九条 法第三十条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土壤等の除染等の措置を実施する土地の所

二 土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名

(関係人の意見提出の手続)

第四十条 法第三十条第五項の意見書の提出は、様式第六号に従い、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一 汚染状況重点調査地域の区域

二 汚染状況重点調査地域を指定した年月日

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査

一 在地

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 意見の内容

(除去土壤等の保管の台帳)

三 保管を行う土地の所在地

四 保管を開始した年月日

五 保管を終了した年月日

六 除去土壤等の種類及び数量

七 保管開始前及び開始後における放射線の量

八 保管終了時点における放射線の量

九 運搬年月日

十 運搬先

十一 運搬を行う者の氏名又は名称

十二 運搬を行う除去土壤等の種類

十三 運搬を行う除去土壤等の数量

十四 第一項の図面は、除去土壤等の保管場所を明らかにした図面とする。

十五 帳簿の記載事項及び図面に変更があつたとき

十六 是、環境大臣は、速やかにこれを訂正しなければならない。

十七 環境大臣は、法第三十二条第三項の規定による台帳を、当該除去土壤等の保管が終了した日から十年間保存しなければならない。

(汚染状況重点調査地域の指定の公告等)

四十二条 法第三十二条第四項の規定による公告は、汚染状況重点調査地域を指定した年月日を明らかにし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

二 法第三十二条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に汚染状況重点調査地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

二 除染実施計画において配慮すべき事項

二 その他計画に必要な事項

(除染実施計画の公告の方法)

四十七条 法第三十六条第五項の規定による公告は、除染実施計画を定めた旨及び当該除染実施計画を公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

二 法第三十六条第五項の規定による通知は、書面により行うものとする。

(除染実施計画の軽微な変更)

四十八条 法第三十七条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 対象区域の面積の十パーセント未満の変更

二 実施する区域の面積の十パーセント未満の変更

三 土壤等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの

一 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によるものとすること。

二 放射線の量の測定は、測定した値が正確に検出される放射線測定器を用いて行うこと。

三 放射線の量の測定は、地表五十センチメートルから一メートルの高さで行うこと。

四 毎年一回以上定期に放射線測定器の較正を行うこと。

(身分を示す証明書)

四十四条 法第三十四条第五項の証明書の様式は、様式第八号のとおりとする。

(通知)

四十五条 法第三十五条第三項の規定により、除染等の措置等を実施することとなつた者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあつては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとする。

二 前項の規定により通知を受けた者は、その通知の内容について、当該除染等の措置等を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に対し、通知するものとする。

(除染実施計画において定める事項)

四十六条 法第三十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 除染実施計画において配慮すべき事項

二 その他計画に必要な事項

(除染実施計画の公告の方法)

四十七条 法第三十六条第五項の規定による公告は、除染実施計画を定めた旨及び当該除染実施計画を公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

二 法第三十六条第五項の規定による通知は、書面により行うものとする。

(除染実施計画の軽微な変更)

四十八条 法第三十七条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 対象区域の面積の十パーセント未満の変更

二 実施する区域の面積の十パーセント未満の変更

三 土壤等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの

四 法第三十五条第三項の規定に基づく合意に より除染等の措置等を実施する者が変更され る場合であつて軽微なもの	五 着手予定期及び完了予定期の変更 (除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置 の内容の掲載事項)	第六号 法第三十八条第四項の環境省令で定 める事項は、次に掲げる事項とする。
一 土壤等の除染等の措置を実施する土地の所 在地	二 土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名 又は名称及び連絡先	三 保管を行う土地の所在地
三 土壤等の除染等の措置の実施予定期 (関係人の意見提出の手続)	四 その他必要な事項 (関係人の意見提出の手続)	四 保管を開始した年月日 保管を終了した年月日
五 土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名 又は名称及び連絡先	六 除去土壤等の種類及び数量 七 保管開始前及び開始後における放射線の量 八 保管終了時点における放射線の量	五 除去土壤等の種類及び数量 六 除去土壤等の種類及び数量 七 保管開始前及び開始後における放射線の量 八 保管終了時点における放射線の量
第六号 法第三十八条第五項の意見書の提出 (報告の方法)	九 運搬年月日 運搬先	九 運搬年月日 運搬先
第十号 法第三十九条第五項の意見書の提出 (報告の方法)	十 一 運搬を行う者の氏名又は名称 十二 運搬を行う除去土壤等の種類 十三 運搬を行う除去土壤等の数量	十 一 運搬を行う者の氏名又は名称 十二 運搬を行う除去土壤等の種類 十三 運搬を行う除去土壤等の数量
第十一号 法第三十九条第五項の意見書の提出 (報告の方法)	十四 第一項の図面は、除去土壤等の保管場所を明 らかにした図面とする。 第一項の図面は、除去土壤等の保管場所を明 らかにした図面とする。	十四 第一項の図面は、除去土壤等の保管場所を明 らかにした図面とする。 第一項の図面は、除去土壤等の保管場所を明 らかにした図面とする。
第十二号 法第三十九条第五項の意見書の提出 (報告の方法)	十五 都道府県知事等は、法第三十九条第 八項の規定により、法の施行のために必要な限 度において、書面により、除染実施計画に基づ いた書面を提出して行うものとする。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	十五 都道府県知事等は、法第三十九条第五項の規 定による台帳を当該除去土壤等の保管が終了し た日から十年間保存しなければならない。
第十三号 法第三十九条第五項の意見書の提出 (報告の方法)	十六 第五十四条 法第四十条第一項の環境省令で定め る基準は、次のとおりとする。 一 土壤等の除染等の措置に当たっては、次に よること。 イ 工作物及び道路の除染等の措置	十六 第五十四条 法第四十条第一項の環境省令で定め る基準は、次のとおりとする。 一 土壤等の除染等の措置に当たっては、次に よること。
第十四号 法第三十九条第五項の意見書の提出 (報告の方法)	十七 第五十五条 法第四十一条第一項の環境省令で定 められるものと認められるものと認 められるものと認められるものと認められる ものと認められるものと認められるものと認め られるものと認められるものと認め..	十七 第五十五条 法第四十一条第一項の環境省令で定 められるものと認められるものと認められる ものと認め..
第十五号 法第三十九条第五項の意見書の提出 (報告の方法)	十八 第五十六条 農用地における土壤等の除染等の措 置の実施に当たっては、農業生産を再開できる 条件を回復させるよう配慮すること。 (農用地における生産再開への配慮)	十八 第五十六条 農用地における土壤等の除染等の措 置の実施に当たっては、農業生産を再開できる 条件を回復させるよう配慮すること。 (農用地における生産再開への配慮)
第十六号 法第三十九条第五項の意見書の提出 (報告の方法)	十九 第五十七条 法第四十一条第一項の環境省令で定 める除去土壤の収集及び運搬の基準は、次のと おりとする。	十九 第五十七条 法第四十一条第一項の環境省令で定 める除去土壤の収集及び運搬の基準は、次のと おりとする。

一 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び 連絡先	二 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連 絡先	三 保管を行なう土地の所在地
四 保管を開始した年月日 保管を終了した年月日	五 除去土壤等の種類及び数量 六 除去土壤等の種類及び数量 七 保管開始前及び開始後における放射線の量 八 保管終了時点における放射線の量	四 保管を開始した年月日 保管を終了した年月日
九 除去土壤等の種類及び数量 運搬終了時点における放射線の量	十 一 除去土壤等の種類及び数量 十二 除去土壤等の種類及び数量 十三 除去土壤等の種類及び数量	九 除去土壤等の種類及び数量 運搬終了時点における放射線の量
十四 保管終了時点における放射線の量	十五 運搬先	十四 保管終了時点における放射線の量
十六 第二十三条(第一項第四号ハ、第五号及び 第六号並びに第二項を除く。)の規定の例に よること。	十七 第二十四号の環境省令で定める者又は同条 の措置として(1)から(3)までと同 等以上の効果があるものと認められる もの	十六 第二十三条(第一項第四号ハ、第五号及び 第六号並びに第二項を除く。)の規定の例に よること。

ハ 草木の除染等の措置 草刈り(芝、牧草等の刈取りを含む。)	イ 運搬車を用いて除去土壤の収集又は運搬 する場合には、当該運搬車に次のとおりに定 めた運搬車を備え付けておくこと。 都道府県、市町村、法第三十五条第 一項第四号の環境省令で定める土地等の所有者等(以下 「国等」という。)及びこれらの者の委託を 受けて除去土壤の収集又は運搬を行う者 (ロにおいて「二次収集運搬受託者」とい う。)その旨を証する書面及び次に掲げる 事項を記載した書面(ロにおいて「必要事 項書面」という。)
(1) (3) (2) (1) (2) (3) (4) (5) (6)	(1) (2) (3) (4) (5) (6)
一 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び 連絡先	二 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連 絡先
三 保管を行なう土地の所在地	四 保管を開始した年月日 保管を終了した年月日
五 除去土壤等の種類及び数量 六 除去土壤等の種類及び数量 七 保管開始前及び開始後における放射線の量 八 保管終了時点における放射線の量	五 除去土壤等の種類及び数量 六 除去土壤等の種類及び数量 七 保管開始前及び開始後における放射線の量 八 保管終了時点における放射線の量
九 保管終了時点における放射線の量	十 一 保管終了時点における放射線の量
十一 除去土壤等の種類及び数量 十二 除去土壤等の種類及び数量 十三 除去土壤等の種類及び数量	十一 除去土壤等の種類及び数量 十二 除去土壤等の種類及び数量 十三 除去土壤等の種類及び数量
十四 保管終了時点における放射線の量	十五 運搬先
十六 第二十三条(第一項第四号ハ、第五号及び 第六号並びに第二項を除く。)の規定の例に よること。	十六 第二十四号の環境省令で定める者又は同条 の措置として(1)から(3)までと同 等以上の効果があるものと認められる もの

二 一時保管は、周囲に用い（一時保管する除去土壤の荷重が直接当該場所にかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。（ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた除去土壤を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において一時保管する場合は、この限りでない。）

三 一時保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。（ただし、前号ただし書に規定する場合も、この限りでない。）

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 除去土壤の一時保管の場所である旨
緊急時における連絡先

(2) 屋外において除去土壤を容器を用いず規定によりその例によることとされる

四 第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

五 口 一時保管開始後、事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

五 口 一時保管の場所の境界（一時保管の場所に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする）において、放射線の量を第十五条第一号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

五 口 一時保管の場所に於ける土壤の荷重が直接当該場所にかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。（ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた除去土壤を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において一時保管する場合は、この限りでない。）

三 一時保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。（ただし、前号ただし書に規定する場合も、この限りでない。）

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 除去土壤の一時保管の場所である旨
緊急時における連絡先

(2) 屋外において除去土壤を容器を用いず規定によりその例によることとされる

四 第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

五 口 一時保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管の場所の廃止までの間、保存すること。

口 一時保管した除去土壤ごとの一時保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び一時保管後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 一時保管した除去土壤に係る当該除去土壤を引き渡した担当者及び当該除去土壤の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該一時保管の場所の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第四号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の保管の基準のうち、前項の規定の適用を受ける保管以外の保管（以下この項において単に「保管」という。）に係るものは、次のとおりとする。

一 第二十六条第一項第一号（二及びホを除く。）、第四号及び第九号並びに同条第二項第七号（ロを除く。）の規定の例によること。

二 次に掲げる事項の記録及び除去土壤を保管した位置を示す図面を作成し、当該保管の用に供される施設の廃止までの間、保存すること。

イ 保管した除去土壤の事故由来放射性物質の濃度及び保管した除去土壤の量

ロ 保管した除去土壤ごとの埋立てを行つた年月日

ハ 引渡しを受けた除去土壤に係る当該除去土壤を引き渡した担当者及び当該除去土壤の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該処分の用に供される施設の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十五条第一項第七号の規定による測定を含む。）

ハ 引渡しを受けた除去土壤に係る当該除去土壤の濃度及び処分した除去土壤の量

ロ 処分した除去土壤ごとの処分を行つた年月日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた除去土壤に係る当該除去土壤を引き渡した担当者及び当該除去土壤の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該処分の用に供される施設の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十五条第一項第七号の規定による測定を含む。）

ハ 引渡しを受けた除去土壤に係る当該除去土壤の濃度及び処分した除去土壤の量

ロ 処分した除去土壤ごとの処分を行つた年月日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

三 一時保管の場所に於ける土壤の荷重が直接当該場所にかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。（ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた除去土壤を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において一時保管する場合は、この限りでない。）

三 一時保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。（ただし、前号ただし書に規定する場合も、この限りでない。）

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 除去土壤の一時保管の場所である旨
緊急時における連絡先

(2) 屋外において除去土壤を容器を用いず規定によりその例によることとされる

四 第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

五 口 一時保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び一時保管後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 一時保管した除去土壤の量

口 一時保管した除去土壤に係る当該除去土壤を引き渡した担当者及び当該除去土壤の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該一時保管の場所の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第四号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の保管の基準のうち、前項の規定の適用を受ける保管以外の保管（以下この項において単に「保管」という。）に係るものは、次のとおりとする。

一 第二十六条第一項第一号（二及びホを除く。）、第四号及び第九号並びに同条第二項第七号（ロを除く。）の規定の例によること。

二 次に掲げる事項の記録及び除去土壤を保管した位置を示す図面を作成し、当該保管の用に供される施設の廃止までの間、保存すること。

イ 保管した除去土壤の事故由来放射性物質の濃度及び保管した除去土壤の量

ロ 保管した除去土壤ごとの埋立てを行つた年月日

ハ 引渡しを受けた除去土壤に係る当該除去土壤を引き渡した担当者及び当該除去土壤の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該処分の用に供される施設の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十五条第一項第七号の規定による測定を含む。）

ハ 引渡しを受けた除去土壤に係る当該除去土壤の濃度及び処分した除去土壤の量

ロ 処分した除去土壤ごとの処分を行つた年月日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

二	（12）	（11）	（10）	（9）	（8）	（7）	（6）	（5）	（4）	（3）	（2）	（1）
二	（十三号）	（四号）	（三号）	（二号）	（一号）	（百三十八号）	（八号）	（七号）	（六号）	（五号）	（四号）	（三号）
二	（13）	（12）	（11）	（10）	（9）	（8）	（7）	（6）	（5）	（4）	（3）	（2）
二	（十三号）	（十二号）	（十一号）	（十号）	（九号）	（八号）	（七号）	（六号）	（五号）	（四号）	（三号）	（二号）
二	（十三号）	（十二号）	（十一号）	（十号）	（九号）	（八号）	（七号）	（六号）	（五号）	（四号）	（三号）	（二号）

の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

（除去土壤処分基準）

第五十八条の二 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一 第十五条第一項第一号、第二号及び第七号の規定によること。

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該処分の用に供される施設の廃止までの間、保存すること。

（除去土壤処分基準）

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 委託を受けて除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置又は除去土壤の収集、運搬若しくは保管（以下この条及び第六十三条において「除去土壤収集等」という。）を行う者（以下この条において「受託者」という。）が受託業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設の人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ 精神の機能の障害により土壤等の除染等の措置若しくは除去土壤収集等を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行ふことができる者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得れない者

六において読み替えて準用する場合を含む。）、浄化槽法第四十一条第二項又は土壤汚染対策法第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

示す

廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、浄化槽法第四十一条第二項又は土壤汚染対策法第二十五条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第七条の二第三項（廃棄物処理法第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出、浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は土壤汚染対策法第二十三条第四項の規定による汚染土壤（同法第十六条第一項に規定する汚染土壤をい。以下同じ。）の処理の事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

へ

本に規定する期間内に廃棄物処理法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出、浄化槽法第三十八条第五号に該

当する旨の同条の規定による届出又は土壤汚染対策法第二十三条第四項の規定による汚染土壤の処理の事業の全部の廃止の届出があつた場合において、本の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは次に掲げるものの代表者である使用人（以下「特定使用人」という。）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の特定使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分若しくは再生又は汚染土壤の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ト

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

チ

その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ

營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ

法人でその役員又は特定使用人のうちイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ

暴力団員等がその事業活動を支配する者の受託者が、いかなる方法をもつてするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しない者であること。

四

受託者が次に掲げる者に該当する場合は、自ら受託業務を実施する者であること。

イ 法第三十五条第三項に定める土地等の所
有者等の委託を受けた者から委託を受けた

口 土壌等の除染等の措置又は除去土壤收集等を行ふ者

口 国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者の委託を受けた者から委託を受けて除去土壤收集等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設への除去土壤の運搬のための収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管を除く。）を行う者

五 受託者が、除去土壤が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることができる者であること。

六 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る除去土壤について十分な知識等を有する者であること。

七 約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、必要な書面が添付されていること。

イ 委託する土壤等の除染等の措置又は除去土壤收集等の内容

ロ 除去土壤を收集又は運搬する場合にあつては、その数量

ハ 除去土壤の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

二 その他必要な事項

八 国等から土壤等の除染等の措置又は除去土壤收集等の委託を受けた者（以下この号から第十号までにおいて「一次除染等受託者」という。）が受託業務を委託する場合は、一次除染等受託者が次に掲げる事項を記載した書面を国等に提出し、当該委託についてあらかじめ国等の書面による承諾を受けていること。国等に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

イ 当該一次除染等受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託業務が数次の委託契約によって行われるときは、国等と一次除染等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称

ロ 除去土壤收集等の内容

ハ 当該者が第一号から第五号までに掲げる基準に適合する者であること

九 次のイ及びロに掲げる書面は、それぞれ当該イ及びロに定める日から五年間保存すること。

イ 第七号に規定する委託契約書及び書面その委託契約の終了の日

ロ 前号に規定する書面 国等と一次除染等受託者との間の委託契約の終了の日

十 国等と一次除染等受託者との間の委託契約には、一次除染等受託者又は第八号の規定により国等の書面による承諾を受けた者が第一号から第五号までに定める基準に適合しなくなつたとき及び一次除染等受託者が第八号の承諾を受けずに受託業務を委託したときは、国等において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

(土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物の保管の基準)

第六十条 法第四十一条第四項の環境省令で定める除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)の保管の基準は、次のとおりとする。

一 第十五条第三号、第五号、第六号及び第八号並びに第二十四条第一項第二号(イを除く。)及び第四号のただし書並びに第二項第二号の規定の例によること。

二 当該廃棄物であつて、腐敗し、又はそのおそれのあるものの保管を行う場合には、第十五条第九号イ及びロの規定の例によること。

三 第一号の規定によりその例によることされる第二十四条第一項第四号のただし書の規定による測定の記録を作成し、当該廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

(代行の要請を行うことができる者)

第六十条の二 法第四十二条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者

二 法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等

(特定廃棄物の焼却を行うことができる者)

第六十一条 法第四十七条の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者は、次この号において「焼却受託者」という。(以下この号において「焼却受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を

別表第四（第二十六条関係）

アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル化合物	○五ミリグラム以下
水銀その他の水銀化合物	○三ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	○・○三ミリグラム以下
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛○・一ミリグラム以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベントンホスホネイド（別名E.P.N.）による。）	一リットルにつき六価クロム○・五ミリグラム以下
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム○・五ミリグラム以下
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素○・一ミリグラム以下
シアノ化合物	一リットルにつきシアノ一ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき○・〇〇三ミリグラム以下
トリクロロエチレン	一リットルにつき○・一ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	一リットルにつき○・一ミリグラム以下
ジクロロメタン	一リットルにつき○・二ミリグラム以下
四塩化炭素	一リットルにつき○・〇二ミリグラム以下
エタン	一リットルにつき○・四ミリグラム以下
一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき○・四ミリグラム以下
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき○・四ミリグラム以下
クロロエタン	一リットルにつき○・六ミリグラム以下
クロロエタン	一リットルにつき○・六ミリグラム以下

（鉱油類含有量）	浮遊物質量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度（水素指数）	化学的酸素要求量	合物	ふつ素及びその化合物	一・四一ジオキサン	セレン及びその化合物	ベンゼン	シマジン	チオベンカルブ	一・三一ジクロロ	プロパン
ノルマルヘキサン	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	ラム以下	ノルマルヘキサン	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	ム以下	一リットルにつき五ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
抽出物質含有量	ラム以下	ラム以下	抽出物質含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき三ミリグラム以下	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下						
抽出物質含有量	ラム以下	ラム以下	抽出物質含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下
動植物油脂類含有量	ラム以下	ラム以下	動植物油脂類含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき五ミリグラム以下	一リットルにつき三ミリグラム以下						

（鉱油類含有量）	浮遊物質量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度（水素指数）	化学的酸素要求量	合物	ふつ素及びその化合物	一・四一ジオキサン	セレン及びその化合物	ベンゼン	シマジン	チオベンカルブ	一・三一ジクロロ	プロパン
ノルマルヘキサン	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	ラム以下	ノルマルヘキサン	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	ム以下	一リットルにつき五ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
抽出物質含有量	ラム以下	ラム以下	抽出物質含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下
抽出物質含有量	ラム以下	ラム以下	抽出物質含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき五ミリグラム以下	一リットルにつき三ミリグラム以下						
動植物油脂類含有量	ラム以下	ラム以下	動植物油脂類含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき五ミリグラム以下	一リットルにつき三ミリグラム以下						

（鉱油類含有量）	浮遊物質量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度（水素指数）	化学的酸素要求量	合物	ふつ素及びその化合物	一・四一ジオキサン	セレン及びその化合物	ベンゼン	シマジン	チオベンカルブ	一・三一ジクロロ	プロパン
ノルマルヘキサン	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	ラム以下	ノルマルヘキサン	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	ム以下	一リットルにつき五ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
抽出物質含有量	ラム以下	ラム以下	抽出物質含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	一リットルにつき一〇ミリグラム以下
抽出物質含有量	ラム以下	ラム以下	抽出物質含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき五ミリグラム以下	一リットルにつき三ミリグラム以下						
動植物油脂類含有量	ラム以下	ラム以下	動植物油脂類含有量	ラム以下	ム以下	一リットルにつき五ミリグラム以下	一リットルにつき三ミリグラム以下						

洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海	は生物化学的酸素要求量を除く。水域に排出されるものの五・八以上八・六以下海域に排出されるもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇ミリグラム以下（海域以外の公共用水域に排出されるものと/or適用するものとする。）	1 「検出されないこと」とは、第二十六条第二項第四号ハ（1）の環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
用排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海	2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。	2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
用排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海	3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除く。	3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除く。
用排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海	4 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海	4 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海

(表2)

検査結果の提出書	
検査者 姓 名 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名) 電話番号	年月日
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による電子機器の故障の原因により 投げられた被災地物に上る被災の内容への対応に関する特別調査結果を第1項の規定によ り、被災地物に投げられた被災地物に上る被災の状況を報告します。	
①調査の対象とした被災地物の種類	
②調査の対象とした被災地物の数量	
③調査の対象とした被災地物の質量	
④調査の対象とした被災地物が生じた現象	
⑤調査の方法	

(日本語規格 A4用4面)

(表3)

試験結果の提出書	
試験料の採取を行った年月日	
試験料の分析の方法	
試験料の分析の結果 (モードム134) (モードム132) (合計) B _q /kg	
試験料の分析の結果の得られた年 月日	
試験料の分析を行った者の氏名 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名) 署名	

※措置には、被災地物の状況を明らかにする書類及び写真を添付すること。

(表4)

指定被災地物の届け出済しの申出書	
検査者 姓 名 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名) 電話番号	年月日
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による電子機器の故障の原因により 投げられた被災地物に上る被災の内容への対応に関する特別調査結果を第1項の規定によ り、被災地物に投げられた被災地物に上る被災の状況を報告します。	
① 指定調査14条の2項に基づく調 査の対象とした指定被災地物の 量の現状の変動、既往地點の 現状 ※既往地點の現状と現在の現状と の比較	(本件) (既往地點) (現状)
② 指定調査14条の2項に基づく調 査の対象とした指定被災地物の 現状 ※既往地點の現状と現在の現状と の比較	(本件) (既往地點) (現状)
③ 指定調査14条の2項に基づく調 査の対象とした指定被災地物の 現状 ※既往地點の現状と現在の現状と の比較	(本件) (既往地點) (現状)
④ 指定調査14条の2項に基づく調 査の対象とした指定被災地物の 現状 (指定を受けた年月日)	年月日 (指定通知番号)

(日本語規格 A4用4面)

(表5)

指定調査14条の2項に基づく調査の結果	
a) 調査の結果の内容	
b) 調査の結果を行った年月日	
c) 試験の分析の方法	
d) 試験の分析の結果 (モードム134) (モードム132) (合計) B _q /kg	
e) 試験の分析の結果の得られた 年月日	
f) 試験の分析を行った者の氏名 (法人にあっては、名前及び代表者の 氏名) 署名	
備考	

※当該書類は、指定調査14条の2項に基づく調査の結果とした指定被災地物の写真、定期調査14
条の2項による被災地物に上る被災の現状とした指定被災地物の写真のうち最も現状の変動が大きいもの
であることを示す。被災地物に上る被災の現状とした指定被災地物の写真のうち最も現状の変動が大きいもの
であることを示す。
⑤ 試験の結果の内容については、調査結果の設定方法や試験の実施地点等に記載し、その
現状と既往地點との差異を記載すること。

様式第一号（第十五条第十三号関係）

様式第二号（第十五条第十三号関係）	
指定実験物の保管場所変更届出書	
年 月 日	
福島大区	
施設名	
姓 名	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
郵便番号	
平成二十一年六月三十日、おこなった指定実験物の保管場所に伴う「福島大区」の新設により搬出された被検査物等に係る運送の分承へ対外に要する特約の変更届出書(第十五条第十三号の規定に基づき提出出す)。	
指定実験物の種類及び数量	
変更前	
変更後	
保管場所の保管の場所の 名称、所在地及び連絡先	
備考	
指定実験物に該当する指定実験物・指定実験細等、既定ないじんが含まれる場合は、「指定実験物の種類及び数量」の欄にその旨を記載すること。 (日本産業規格 A-II-4 参照)	

様式第三号（第十七条関係）

様式第三号（第十七条関係）	
(表記)	
事故由来別特性化物質より汚染された廃棄物の検定の申請書	
年 月 日	
福島大区	
施設名	
申請者	
姓 名	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により搬出された被検査物等による被査の内容へ対外に要する特約の変更届出書(第十五条の規定により、第十五条第十三号の規定による届出に該当する場合は、開示義務を認めて申請し下さい)。	
①調査の対象とした廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先	
②調査の結果とした廃棄物の量	
③試料の採取の方法	
④試料の採取を行った年月日	
⑤試料の分析の方法	
備考	
申請書には、④調査の対象とした廃棄物の写真、該廃棄物の保管の状況を明らかにする書類及び写真、添付すること。	

様式第四号（第二十一条関係）

様式第四号（第二十一条関係）	
(裏面)	
120ミリメートル	
年 月 日 交付（二年間有効）	
福島大区	
署 所 氏 名	
生年月日	
原発事故の原因により放出された放射性物質による被査の汚染の対応に関する特別措置法第十八条第四項の規定による証明書	
印	
写真 捺印者	
印	
八十五ミリメートル	

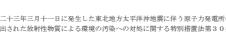
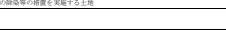
様式第五号（第三十七条関係）

(裏面)

120ミリメートル		
<p>年 月 日交付（三年間有効）</p> <p>行政機関の長</p> <p>印</p>	<p>所 属 庁</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>平成二十三年三月一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事象によつて放出された放射性物質による環境 染への対応に関する特別措置法第二十一条第五項の規定による底 明書</p>	<p>写真ちよう付</p> <p>行政機関の長印</p>

卷一百一十一

裏面

様式第六号(第百十一条、第五十条同様)	
上様等の御名等の御書に關する發送者	
年 月 日	
國 (都道府県・市町村) 郡	
銘出者 住所 氏名 (法人の場合は、各代表者の氏名) 電話番号	
平成二十三年三月一日に発行した東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故による公害に対する特種措置による影響の内、外への対応に関する特種措置法第30条第5項第3項第6項第5項に基づき見送りを願います。	
上様の請求の範囲等の御書を宛てます	
	
見送りの内容	
	
理由	
	

年 月 日

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対応に関する特別措置法第30条第5項

土壤等の歛染等の措置を実施する土地

ANSWER The answer is 1000.

意見の内容

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Kupferschmidt at (415) 502-2555 or via email at kupferschmidt@ucsf.edu.

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4000 or email at mhwang@uiowa.edu.

理由

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4000 or email at mhwang@uiowa.edu.

ANSWER The answer is 1000.

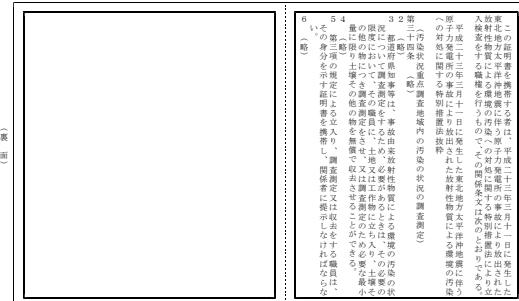
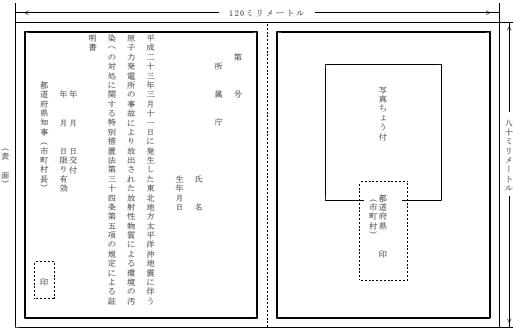
樣式第六号（第四十条、第五十条關係）

樣式第八号（第四十四条關係）

様式第七号(第十四条関係)		除去土壌等保管台帳			
整理番号		作成・訂正年月日		所在地	
土地の所有者等	氏名又は名称 住所	連絡先			
保管を行う者	氏名又は名称 住所	連絡先			
除去土壌等の 保管の 内容	保管を開始した年月日	保管開始時及び開始後における放射線の量			
	保管を終了した年月日	保管終了時点における放射線の量			
	除去土壌等の種類				
	除去土壌等の数量				
飛散防止措置の内容	底面の遮水措置の内容	雨水等侵入防止措置の内容	放射線防護の述べた措置の内容		
運搬日	運搬先	運搬を行う者の氏名又は名称	種類	数量	
除去土壌等 運搬の 内容					
備考欄					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

表



様式第十一号（第六十四条関係）

様式第十号(第五十三条関係)		除去土壤等保管台帳		都道府県(又は市町村)名
整理番号	作成・訂正年月日	所在地		
土地の所有者等	氏名又は名称 住所	連絡先		
保管を行う者	氏名又は名称 住所	連絡先		
除去土壤等の 保管等の 内容	保管を開始した年月日	保管開始及び開始後における放射線の量		
	保管を終了した年月日	保管終了時点における放射線の量		
	除去土壤等の種類			
	除去土壤等の数量			
飛散防止措置の内容	底面の遮水措置の内容	雨水等役用防止措置の内容	致病細菌の遮へい措置の内容	
運搬日	運搬先	運搬を行う者の氏名又は名称	種類	数量
除去土壤等の 運搬の 実態の 内容				
備考欄				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

